

CHORUS 28/09/2013

於 明治学院大学白金校舎

<フランス共和国>におけるムスリムの討議民主主義

浪岡 新太郎 (明治学院大学)

問題のありか

1990年代以降、民主主義理論の中で、「討議/熟議 (délibération)」への注目が集まっている。その背景には、議会や行政機関を中心とした国家の合意形成のシステムが、市民の合意を十分に調達できないという理解があり、そこから①利益集団民主主義と②集計民主主義への批判の高まりがあった。「討議」は政治の「私化 (privatisation)」に対抗するものとして所与の自明性によらずに「共通の事柄」＝<公共性>への関心を喚起し、形成するものとして期待されている。討議は政治的決定と結びついた場 (議会や行政機関：強い公共圏) のみならず、市民社会においてもひろく要求されるようになり、強い公共圏での討議が市民社会での討議を広く取り込むことが重要視されるようになってきている。討議とは「討議」の基準 (J. Dryzek) ①選好の変容、②公私区分の重要性、③論理的言説など自己利益の観点を超える基準の設定、④代表制機構に限定されず広く市民に「共通の事柄」への関心を形成する・・・「共通のことがら」を作り出す。つまり、討議の場が複数あり、それが政治的決定と結びついていくというイメージがある。

しかし、「討議」はあらゆる言説に対して開かれているわけではない。高い文化・経済資本をもち「討議」に積極的に関与していく人々がいる一方で、「市民＝国民」というカテゴリーから外れていると見なされて、その言説が「私化」、「特殊化」され、非正当化されていく人々 (サブアルタン) も存在する。サブアルタンはどのようにして「討議」に参加することが出来るのだろうか。かれらこそが、「共通の事柄」とされるものから特に不利益を被るのだとすれば、かれらをこそ「討議」に組み込む必要があるのではないだろうか。現在、世界的にも、特に激しくスティグマ化されているのはイスラームに基づく言説である。そして、<公共性>を国家機関が独占する傾向が強く、市民社会での<討議>として政治的決定に結びつけることが困難であるのがフランスである。特に、対抗性をもった公共性を主張するムスリムアイデンティティは受け入れにくい。

本報告では、フランスにおけるムスリムのイスラームに基づいたNPO (以下：ムスリムNPO) による討議の試みを事例として取りあげる。フランスは共和国であり、「市民の間に (宗教も含む) エスニックな違いを認めない (エスニックブラインドな平等概念)」ことをその特徴としている。その際にしばしば依拠されるのが政教分離原則である。ムスリムNPOの討議の試みは、ムスリムという属性に基づいて討議を行っているために、政教分離原則に反するとしてその言説は非正当化され、ムスリムNPOは住民による諮問機関への出席や交付金の申請が拒否されるなどの不利益を被っている。

90年代に郊外で盛んになったムスリムNPOは、そのメンバーや住民にとっての「討議」の場として機能し、かれらの被る「差別」や「排除」の解決をフランス社会に訴えた。議会や行政をはじめとする場での非正当化の中で、ムスリムNPOの「討議」の試みはどのように展開したのだろうか。もしくは、参加を評価する政策変化の中でムスリムNPOは本報告ではそれぞれの組織形態の成立時期から、三つの時期 (1989～97年、98～03年、04～10年) を取り上げて論じる。

## 1. 共和国モデルにおける<討議>の位置

\* 約370万人 (欧州最多数のムスリム系 (イスラーム国からの) 移民出身者 (ただし規則

的礼拝などを行っているのは第一世代、新世代共に 15%前後)

- \* 1980年初頭、彼らの特に第二世代以降、すなわち新世代の**社会的排除、差別**が大きく問題化する。「彼らの排除・差別をどのように解決するのか」という問いが立てられる。
- \* その中でイスラーム、移民排斥を掲げる極右勢力の拡大の中、「そもそもムスリム系移民出身者はそのイスラームへの帰属意識ゆえに、フランスの市民になれないのではないか、」という問いが立てられる。
- \* 法的な特徴としてのエスニックブラインドな平等概念とムスリムアイデンティティとの対立性の強調。
- \* 80年代末、スカーフ事件などの中で、移民のムスリム化に対立するフランス<共和国モデル>の成立：中立的でエスニックブラインドな公的領域（政教分離・男女平等など）普遍的に開かれた領域と多様な属性が表明される私的領域の公私分離モデル⇔政教一致、男性優位のイスラーム（普遍に対する特殊としてカテゴリー化される）→排除・差別の正当化・エスニックブラインドな平等概念のための政策的な対応の困難→自己責任化

参加・熟議が評価される中で、ムスリム NPO の試みは強い公共性から排除され続けたのか。それはどのような理由からか。

#### ムスリム NPO の類型化

アイデンティティ系：出身国政府の支持するイスラームの維持・普及（金銭的政治的支援）  
パリモスク、FNMF

宗教系：出身国の政府、慣習などのから切り離されるイスラームの維持・普及 UOIF  
上記の二つは移民第一世代中心で、宗教儀式の実践活動の維持が中心（モスクの運営など）

社会政治団体：宗教系イスラームに依拠した政治的社会的異議申し立て運動 UJM

移民新世代中心で、社会教育活動が中心

- ・ ムスリム NPO の討議⇔自己責任化→個人の問題とされていたものを政治共同体全体の問題として認識しなおすことを可能にする。
- ・ 法的枠内でイスラームに依拠して討議を行うことによって、なぜカトリック団体の討議は政治的決定(強い公共圏)と結びつくのに、ムスリム NPO は排除されるのか→<共和国モデル>のマジョリティ中心性の明確化

#### 2. 「ムスリム青年連合(Union des Jeunes Musulmans)」による討議

1989年～1997年：イスラーム排斥を主張する極右勢力の拡大（15%前後）、スカーフ事件のメディア化、移民のイスラーム化と共和国モデルとの対立の強化、アイデンティティ系の取り込み

共和国モデルがムスリムアイデンティティと対立するものとして再発見される時期：公的領域は抽象的な個人の平等が貫徹されるので、公私の区別なくムスリムであることを要求するのは市民になじまない。

ムスリムでありフランス市民である（市民アイデンティティが複数であり得ることを主張する。と同時に、自分自身をこうした敵対性によってエンパワーメントする）

場所：内部メンバーについてはNPOの組織

レパトリー：宗教教育（ムスリム同胞団に影響の下、社会正義に基づいた社会改革）イスラームの中での位置づけ

強い公共圏との関係：私的問題として無関係

場所：外部メンバーについては郊外（最重要課題）

レポーター：社会教育（スポーツ活動や学習補助、社会見学、遠足、起業支援：自分たちで組織させる）

強い公共圏との関係：公的支援や地域の学校、ソーシャルワーカーとの協働、住区評議会への参加を求めるが受け入れられにくい。

### 3. 「リヨン大都市圏ムスリムNPOネットワーク (Collectif des Associations Musulmanes du Grand Lyon)」による討議

1998年～2003年：＜共和国モデル＞の逸脱としてのムスリム→＜反差別＞

CFCM（ムスリム宗教儀式評議会）設立の開始、**反差別と政府によるアイデンティティ系、宗教系の取り込み（よいイスラームと悪いイスラームとの区別）** 機関の設置  
社会経済的平等の実質化を目指す時期：ムスリムの参加を求め始める：私的領域の属性が公的領域での市民の平等を蝕んでいる（社会経済的参加）。公的領域では私的領域の属性に触れないということを徹底する。また、公的領域自体がマジョリティの属性に基づいていたことへの反省。

ムスリムとしてフランス社会を構築していく（参加型市民権、その原動力としてのムスリムアイデンティティ） 排除差別の背景としての新自由主義やグローバル化に対する批判

場所：内部メンバーについてはNPOの組織

レポーター：UJMを中心とした宗教教育

強い公共圏との関係：私的問題としての公権力の関与の拒否の強調（法的な公私区分の維持）

外部メンバーについては郊外（最重要課題）

レポーター：社会教育（環境問題や消費社会批判が強くなって来る）

強い公共圏との関係：（環境問題や消費社会批判、ヨーロッパ社会フォーラムへの参加）

### 4. Entrecultures Mosquée Otthman CRI UJM：討議から対立へ

2004年～2010年：高等統合審議会の報告書で「**反差別**」が行き過ぎていたことが批判されるようになる。スカーフ禁止法の成立、2005年の暴動、2007年のサルコジ大統領の誕生、移民統合**ナショナルアイデンティティ**省の成立、2009年ブルカ法  
アイデンティティの平等が求められる時期：公的領域がアイデンティティの領域として認識され、市民のアイデンティティのあり方への問いが再び現れ、市民教育が盛んになる。公的領域のアイデンティティを保護するためにその普遍性を実体化し（マジョリティ中心）、私的領域へ介入していく。社会経済問題を考慮しない。参加は公権力のあり方を伝える場になっていく。

ムスリムアイデンティティの擁護（私的領域での）と生活への関心

「Entrecultures（複数文化の間）」（旧CAMGLの運営委員会メンバー）

内部・外部メンバーの区別なし：NPOの組織

レポーター：市民教育（**脱成長 décroissance**、パレスティナ問題、ATTAC 対抗グローバル運動）ますます一般的な非イスラーム的用語に訴えるようになっていく。

強い公共圏との関係：**グローバルな政治社会改革**（政治制度及び社会構造）

### UJM

内部メンバーについてはNPOの組織

レポーター：宗教教育（イマームなどの積極的招聘）

強い公共圏との関係：私的問題  
外部メンバーについてはNPOの組織  
レポーター：宗教教育（シャティビ学校）  
強い公共圏との関係：私的問題

#### 「Mosquée Otthmann（オットマンモスク）」

内部メンバーについてはNPOの組織  
レポーター：宗教教育（他のムスリム同胞団系の知識をいかに共有するか）  
強い公共圏との関係：CFCMによる正当化  
外部メンバーについてはNPOの組織（学生中心）  
レポーター：宗教教育  
強い公共圏との関係：CFCMによる正当化（宗教による郊外の治安維持など）

#### 「Coordination contre le racisme et l'islamophobie（レイシズムとイスラモフォビアに対するネットワーク）」（旧CAMGLの運営委員会メンバー）

内部・外部メンバーの区別弱い：イベント  
レポーター：訴訟、衝突の設定、デモ行進、講演会など  
強い公共圏との関係：対立点の明確化、法的手段による政治社会の修正

むすび

#### 変容点

- \* かつて活動の中心となっていた郊外での社会教育活動は縮小もしくは廃止されている。
- \* イスラームはそれが宗教的側面のものであれ、市民運動の側面を強調したものであれ体系が進んでおり、この点でヨーロッパのイスラームという体系の成立の可能性
- \* 郊外の若者たちとの討議というよりは中産階層向けの討議、教育になっている。
- \* 強い公共圏との関係でいえば、行政的な討議の場との連絡が絶たれる傾向が強い。

#### どうしてこのようになっているのか

- \* 個人的関係を重視するために、個人の負担の重さ、世代交代の困難。
- \* 高齢化、\* 法的装置の整備、\* 国家の正当化の強さ

#### 非正当化への対抗として

- \* 法的な手段による政治社会の改革という路線
- \* グローバル市民社会のネットワークによる政治社会改革の路線

#### 討議民主主義一般について

- \* ナショナルな市民社会における討議の重視はマイノリティ排除に繋がる可能性
- \* 政治や市民社会の動向とは相対的に自律した法の重要性、\* ポストナショナルな複数の討議の場の重要性